主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木義男、同多田準之助及び同佐藤正三の上告趣意(後記)は、すべて、 刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保